

第 37 回 北海道サッカーリーグ開催要項

- 1 主 旨 北海道の社会人サッカーのレベルアップをはかり、併せて全国で活躍できるチームの育成を目的とする
- 2 名 称 第 37 回北海道サッカーリーグ
- 3 主 催 (公財) 北海道サッカー協会
北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 各開催地区サッカー協会及び各地区社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社 モルテン
- 6 開催期日 平成 26 年 5 月 11 日～9 月 21 日
- 7 会 場 開催各地の競技場 (別途 決定の上発表する。)

8 参加資格

(公財) 日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第一種チーム (準加盟を含む。ただし、J1、J2 及び JFL 所属、大学連盟、専門学校連盟、高等専門学校連盟に加盟登録したチームを除く。) であって、次の条件を満たすチームに限る。

- (1) 参加選手は、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
- (2) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(公財) 日本サッカー協会にクラブ申請が認可されたチームの選手は除く。
- (3) 外国籍選手の登録は、1 チーム 3 名以内とする (準加盟を除く)。
- (4) 全国地域サッカーリーグ決勝大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
- (5) 国民体育大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。

9 参加チーム数およびリーグ編成

次のとおり 8 チーム編成とする。

- (1) 平成 25 年度北海道サッカーリーグ成績上位 6 チーム。
- (2) 平成 25 年度北海道ブロックリーグ決勝大会 A・B 各ブロック優勝チーム。

10 競技規則

平成 26 年度 (公財) 日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
尚、特に本大会用として本大会競技会規定を次条に定める。

11 競技会規定 (競技方法)

- (1) ① プレーの時間：90 分 (前・後半 45 分)
- ② ハーフタイムのインターバル：15 分
- ③ 交代できる数 4 名
- ④ 交代要員の数 7 名
- ⑤ テクニカルエリア：設置する
戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ 1 名の役員が伝えることができる。
必要な場合は通訳の同行がみとめられる。
- ⑥ ベンチに入ることができる人数：13 名 (交代要員 7 名、役員 6 名)
- ⑦ 第 4 の審判員：任命する。
- ⑧ アディショナルタイムの表示：実施する。
- ⑨ 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される役員の数：2 名
- ⑩ 大会使用球：モルテン アセンテックヴァンタッジオ

- (2) 試合に出場する選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と共に本部に提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することは出来ない。

12 参加料 金 418,000 円 (消費税含む)

13 参加申込み

- (1) 上記8及び9の条件を満たすチームで、かつ平成26年4月4日までに別途指定の方法で前条に定められた参加料と共に所定の申し込み書類により北海道社会人サッカー連盟まで参加の申し込みをすることにより第37回北海道サッカーリーグの参加資格を得る。
- (2) 1項の申し込みにあたり、参加チームは正式名称の他に10文字以内の略称を定め届け出る事を要する。但し、正式名称が10文字以下のチームにあつては上記の届けをする事を要しない。
- (3) 北海道社会人サッカー連盟、北海道サッカーリーグ等が発行する印刷物、マスコミ等への発表に際しては原則として略称によるものとする。

14 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式を行う。
- (2) リーグ日程は、主管地区協会と協議のうえ、原則として、開催日3週間前までに決定する。
- (3) 1節あたりの試合開始時間、順序は北海道サッカーリーグ運営委員会において決定する。
- (4) 試合が両チームの責任に因らない事情により成立しなかった場合は ①再試合 ②中断時点からの再開 ③その時点で打ち切り の内から北海道サッカーリーグ運営委員長、北海道サッカーリーグ運営副委員長、開催地区の責任者及び当該試合のマッチコミショナーの協議により決定する。
但し、事前あるいは事後に北海道社会人サッカー連盟常任理事会の承認を受けるものとする。試合会場・日時等はリーグ運営委員長、各会場責任者、両チームの運営委員の協議により決定することとするが、協議が調わない場合はリーグ運営委員長及び各会場責任者の協議により決定することとする。
- (5) 再試合及び再開試合に際し会場費等、ホームゲーム開催に関する費用が別途発生する事情がある場合は原則ホームチームの負担とし、その他移動・宿泊等に関する費用は、各チーム独自に負担することとする。

15 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) ホームチームは、1週間程度前までに主管地区協会及び社会人連盟へ審判員の派遣を依頼すること。
- (3) 審判資格は、2級以上とする。
但し、副審及び第4の審判は地区協会に於いて特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (4) 各審判員への報酬は別に定める。

16 選手エントリー

- (1) 第7条の参加資格を有したチームの選手をいう。
- (2) 選手エントリーは、当該年度開幕戦の3週間前までとし、リーグ戦終了まで有効とする。
- (3) 選手の登録・削除又は追加登録の手続きは、チームが属する地区協会に行い、出場しようとする試合の7日前までに、(公財)北海道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できない。
さらに、前記手続き完了後、北海道社会人サッカー連盟へ「選手追加登録届」に所定事項を記載して提出し、出場しようとする試合の5日前までに手続きが完了しなければ出場できない。
- (4) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常に携行していなければならない。また、背番号は正・副同一番号とし、チーム全体は1番からの通し番号を原則とする。
- (5) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に2つ以上の背番号で出場することは出来ない。
- (6) 同一チーム内において同一シーズン中に1つの背番号で二人以上の選手が出場することが出来ない。

17 ユニフォーム

ユニフォームに関しては、(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規定に従うこと。

18 監督会議

別途連絡する運営委員会の会場において行う。

19 開会式

別途連絡する運営委員会の会場において行う。

20 閉会式

別途決定の上関係者に連絡する。

21 順位の決定方式

次の方法により決定する。

- (1) 勝ち点(勝ち; 3点、引分け; 1点、負け; 0点)
- (2) 全試合のゴールデフアレンス(総得点-総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 該当チームの対戦成績(アウェイゴールを採用する)
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において順位決定する方法を決定する。

22 表彰

次のとおり団体及び個人表彰を行う。

(1) 団体表彰

優勝	賞状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 優勝杯：(公財)北海道サッカー協会 優勝旗：北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
第2位	賞状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
第3位	賞状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
フェアプレーチーム賞	賞状：(公財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

(2) 個人表彰

最優秀選手賞(MVP)	賞状及びトロフィー：北海道社会人サッカー連盟
得点王	〃 〃
アシスト王	〃 〃
ベストイレブン賞	〃 〃
最優秀新人賞(新人王)	〃 〃
優秀新人賞	〃 〃
監督賞	〃 〃
優秀運営委員賞	〃 〃
優秀スタッフ賞	〃 〃
特別賞	トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

23 入替

- (1) 平成26年度北海道サッカーリーグの成績1位から6位のチームは、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより平成27年度北海道サッカーリーグに編入される。
- (2) 平成26年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会の上位2位チーム(各ブロック優勝チーム)は、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより平成27年度の北海道サ

- サッカーリーグに編入される。
- (3) 平成 26 年度北海道サッカーリーグ成績 7 位 8 位チームは、平成 27 年度当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。
 - (4) チームの昇格、除籍又は脱退あるいはその他の事情によりチーム数が北海道社会人サッカー連盟の定める定数に満たない事情が発生した場合は、平成 26 年度の北海道サッカーリーグの成績及びブロックリーグ決勝大会の成績により、北海道社会人サッカー連盟常任理事会において参加チームを決定する。
 - (5) 北海道社会人サッカー連盟において JFL 及び Jリーグを目指すチームとして特に認められたチームは、特別参加枠チームとして北海道サッカーリーグに参加することが出来る。
この場合は平成 26 年度の北海道サッカーリーグ成績 6 位のチームは、平成 27 年度の当該チームの所属する北海道サッカーリーグブロックリーグに降格する。

24 競技記録及び公式記録員

- (1) 本リーグの競技記録はホームチームが、(公財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を配して行うこと。
- (2) 競技記録は、公式記録員 1 名及び補助員 1 名以上で行うこと。
- (3) 競技記録の担当者は、試合開始 40 分前までに本部席に集合し、記録に必要な諸準備を行うこと。
公式記録員は、試合終了後ただちに記録内容を確認し、記録用紙に両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの順番に署名をもらうこと。
- (4) 完成した記録用紙は会場運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議、訂正は原則認めない。

25 会場運営

- (1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会役員及び社会人サッカー連盟役員と打ち合わせを行うこと。
- (3) 会場の準備は試合開始予定時間の 90 分前から行い、試合開始予定時間の 30 分前までに終了すること。また、後片付けは試合終了後速やかに行い、30 分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備及び後片付けは、7 名以上で行うこと。
- (5) 会場準備、後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ① 本部テント、審判員テントの設営、机及び椅子の配置
 - ② ピッチの作成、ゴールの設置、コーナーフラッグの設置、第 4 の審判員席の配置
 - ③ 審判員用の飲料水及びタオル等の準備
 - ④ 使用資器材の撤収、試合会場内・外のゴミ等の回収
- (6) 応急手当の為の医薬品等は各チームが自己責任で準備することとする。

26 罰 則

- (1) 警告、退場の処置
 - ① 警告又は退場者が発生した場合の処置については、北海道サッカーリーグ運営要項細則により処置する。
 - ② その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び(公財)北海道サッカー協会が決定する。
- (2) 棄権チームの処置
 - ① 棄権した場合、原則として次年度において下位リーグへの降格処分とする。
 - ② 特別な事由により棄権した場合、北海道社会人サッカー連盟が調査し、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。
この場合、これに伴う試合会場の確保、審判員の手配及び諸経費については、当該チームが負担するものとする。
 - ③ 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点 5、勝ち点 3 を与える。
 - ④ 試合成立の必要人数は、試合開始予定時間において 1 チーム 7 名以上とする。

- (3) 本要項に対する違反行為があった場合、また、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを出場停止とし、その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び(公財)北海道サッカー協会にて裁定する。
- (4) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、北海道社会人サッカー連盟及び(公財)北海道サッカー協会にて裁定する。
- (5) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は、北海道社会人サッカー連盟及び(公財)北海道サッカー協会にて裁定する。

27 全国地域サッカーリーグ決勝大会及び国民体育大会への出場

- (1) 全国地域サッカーリーグ決勝大会への出場チームは、本リーグ上位チーム又は北海道社会人サッカー連盟が推薦するチームとする。
尚、全国地域サッカーリーグ決勝大会に出場するチームの選手は、本リーグの最小限約 3 分の 1 の試合数を当該チームに在籍していなければならない。追加登録期限は別途による。
- (2) 本リーグ前期(第 7 節)の首位チームは、国民体育大会への出場を義務付ける。
- (3) 2 項に定めた節が、各大会の申し込み期限までに終了する事が出来ない事情が発生した場合には、各大会への出場チームは北海道社会人サッカー連盟において決定する。
- (4) 棄権したチームは、**26 罰則** に準じて処分する。

28 マッチコミッショナー

- (1) 各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは、試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを開催する。マッチコーディネーションミーティングには、マッチコミッショナー、会場運営責任者、審判員、各チーム監督及びホームチームの運営委員が出席すること。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催(試合中を含む)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対して、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

29 チーム名の変更及びチーム登録地の変更に関して

- (1) チーム名称の変更について
 - ① シーズン途中の名称変更は認めない
 - ② 平成 27 年度北海道サッカーリーグ参加予定チームで名称の変更を希望するチームは平成 26 年 12 月 12 日までに名称変更に関する事項を書面にて北海道社会人サッカー連盟事務局に提出すること。
 - ③ 北海道社会人サッカー連盟常任理事会及び理事総会において承認されること。
- (2) チーム登録地の変更について
 - ① シーズン途中の登録地の変更は認めない。
 - ② 平成 27 年度北海道サッカーリーグ参加予定チームで登録地の変更を希望するチームは、事前に移転の理由等を事務局まで書面にて北海道社会人サッカー連盟事務局に提出すること。
 - ③ 平成 26 年 12 月末日までに、現所属地区協会及び移転先地区協会に申請書を提出し承認を受けること。
 - ④ 両地区協会の移転承諾書を、平成 27 年 1 月末日までに北海道社会人サッカー連盟事務局に提出すること。
 - ⑤ 北海道社会人サッカー連盟常任理事会及び理事総会において承認されること。

30 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。
この場合、事前に北海道社会人サッカー連盟に届け出て許可を受けなければ成らない。
緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。尚、緊急の事態の経緯等を書面にて北海道社会人サッカー連盟宛提出す

- ること。
- (2) チーム監督が長期不在となる場合は、北海道社会人サッカー連盟に申し出をして指示を受ける事。
 - (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
 - (4) 監督代理ができる者は、事前に登録された役員 10 名の中から行うこと。
 - (5) 上記の(1)から(4)に違反した場合の処分に関しては北海道社会人サッカー連盟において決定する。
 - (6) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は当該試合における運営責任者等（北海道サッカーリーグ運営委員長、副委員長、会場責任者、当該試合のマッチコミッショナー等）において協議の上対処する。中断・中止・延期することがあるので留意すること。
 - (7) 大会参加にあたっては、各チームは大会参加前にスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること

31 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の会議を置く。
北海道サッカーリーグ運営委員会
- (2) 北海道サッカーリーグ運営委員会規定は別に定める。